

中小企業活性化支援事業 中小企業設備導入事業費補助金

市内事業者の生産性向上を後押しすべく、生産性向上を目的とする設備投資に係る経費の一部を助成します。

項 目	内 容
補助対象者	市内中小企業者であって、次のいずれにも該当する法人又は事業主 (1) 市内に本社を有していること。 (2) 操業から1年以上経過していること。 (3) 従業員数が50人未満であること。 (4) 日本標準産業分類で定める次のアからクまでのいずれかの産業を営んでいること。 ア 製造業 イ 情報通信業の情報サービス業、インターネット付随サービス業又は映像・音声・文字情報制作業 ウ 運輸業、郵便業の道路貨物運送業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業のこん包業 エ 卸売業、小売業 オ 不動産業、物品賃貸業 カ 宿泊業、飲食サービス業 キ 生活関連サービス業、娯楽業 ク サービス業（他に分類されないもの）
補助要件	(1) 市税に滞納がないこと。 (2) 申請年度内に納品、設置及び支払を完了すること。 (3) <u>令和7年4月1日以降に、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を、横手市から認定されていること。</u> (4) 国、県等の補助事業に該当しないこと。
対象経費等	認定済の先端設備等導入計画に記載し、かつ、生産や販売活動等の用に直接供するために市内事業所に設置する下記A～Eの設備。 ※リース、中古品は対象外 ※最低取得価格は償却資産台帳に登載する1台あたりの価格 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 A. 機械装置（160万円以上） B. 測定工具及び検査工具（30万円以上） C. 器具備品（30万円以上） D. 建物附属設備（60万円以上） E. 上記A～Dに付随するソフトウェア（10万円以上）
補助金額等	補助対象経費の1／2以内、上限200万円（千円未満切捨て）
提出書類	① 交付申請書（市所定様式） ② 事業計画書（市所定様式） ③ 導入しようとする設備の金額がわかる見積書、発注書等 ④ 市税納税証明書 ⑤ 直近の決算書2期分（貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費内訳書、製造原価報告書） ⑥ 先端設備等導入計画の認定書（写） ⑦ 認定済先端設備等導入計画書（写）
募集期間	令和7年4月1日（火）から予算の範囲内で随時受付しております。
留意事項	<u>本補助金により取得した設備を、当該年度以降の横手市企業振興条例に係る投下固定資本へ計上することは不可とします。</u>

補助金申請から交付までの流れ

①事前相談	申請予定者⇒横手市役所商工労働課 ・ 本補助金および先端設備等導入計画の認定申請について事前にご相談ください。 ※事前相談は土、日、祝日を除きます
②「先端設備等導入計画」の認定申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 ・ 本補助金申請の前に、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の申請・認定を受ける必要があります。 ・ 市HP掲載の「先端設備等導入計画策定の手引き」をご参考に認定申請書を作成し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※市HP「ページID検索欄」→1004766→検索 ※受付は土、日、祝祭日を除きます
③「先端設備等導入計画」の認定	横手市役所商工労働課⇒申請者 ・ 申請内容を確認し認定の可否を決定し、申請者に通知いたします。 ・ 認定は申請いただいてから10日程度を要します。
④補助金交付申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 ・ 市所定様式を作成し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※市HP「ページID検索欄」→1004474→検索
⑤交付決定	・ 補助金交付の可否を決定し申請者に通知いたします。
⑥事業着手	・ 補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。 ・ 交付決定前に着手したものにしましては交付対象になりません。なお、本補助金については、発注は事業着手に含まれません。 ・ 申請年度内に、納品、設置及び支払を実施することが必須となります。
⑦実績報告	申請者⇒横手市役所商工労働課 ・ 設備の設置、代金の支払が済みましたら、以下の書類を提出してください。 《実績報告に必要な書類等》 ① 補助金実績報告書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し ③ 導入設備の写真
⑧補助金の請求・交付	・ 実績報告書の内容を審査した後、請求書をご提出いただきます。 ・ 市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書兼実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のページ番号を横手市ホームページの「ページID検索欄」に入力もしくは二次元コードを読み取るとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業 (中小企業設備導入事業費補助金)の ページID: 1004474 ↓ ページ二次元コード ↓ 	問い合わせ先 横手市役所商工観光部商工労働課 〒013-8601 横手市中央町8番12号 (かまくら館5階) TEL: 0182-32-2115 FAX: 0182-32-4021
--	---